

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に係る開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。	(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

2	自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
3	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (削る)
一〇五	(略)
六	マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ一〇ト	(略)
七〇九	(略)
十	貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
4	定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (削る)

(新設)	2	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
	一	自己資本調達手段の概要
	二〇六	(略)
	七	マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
	イ一〇ト	(略)
(新設)	八〇十	(略)
	3	定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
	一	自己資本の構成に関する次に掲げる事項
	イ	基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
	(1)	資本金及び資本剰余金
	(2)	利益剰余金
	(3)	自己資本比率告示第十七条第二項又は第四十条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
	(4)	基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

(削る)

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号（海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第三十七条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第六条

(5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第四号までは第四十条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第十七条第一項第五号又は第四十条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

(7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第七項の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第十九条又は第四十二条に定める補完的項目の額の合計額

ハ 自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第十四条（海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第三十七条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第六条第二号において同じ。）

ト 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条（海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第三十七条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第六条第五

第一項第七号において同じ。)

二| 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イゝホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

ー)並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条、第二百七十七條の二第二項第二号及び第二百四十七條(自己資本比率告示第二百二十七條及び第三百三十六條第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

トゝヌ (略)

三・四| (略)

五| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)ゝ(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七條の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポ

号において同じ。)

三| 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イゝホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

ー)並びに自己資本比率告示第二十條第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七條及び第三百三十六條第一項において準用する場合に限る。)又は第四十三條第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七條及び第三百三十六條第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

トゝヌ (略)

四・五| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)ゝ(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七條の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種

ージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポー

類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資

ジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六| (略)

七| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

(削る)

ホ| (略)

八・九| (略)

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十号及び第四項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同項中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2| 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項の

産の種類別の内訳

七| (略)

八| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

ホ| 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第

十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ヘ| (略)

九・十| (略)

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第三項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

うち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2| 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3| 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等

(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2| 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人

の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
(削る)

ホ (略)

(削る)

二六 (略)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第二条各号又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ ト (略)

八 十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての

等の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)

(第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容)

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三七 (略)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第二条又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ ト (略)

九 十一 (略)

(新設)

説明	4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 その他金融機関等であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額
(削る)	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額 (1) 資本金及び資本剰余金 (2) 利益剰余金 (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額 (4) 自己資本比率告示第五条第二項又は第二十八条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に對する当該株式等の額の割合 (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの (6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第二十八条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額 (7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第二十八条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額 (8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の規定により基本的項目から控除した額

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ホ (略)
(削る)

ヘ| 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条各号(海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント)を乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。)

三| 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ、ホ (略)

ヘ| 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

ロ| 自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条又は第三十条に定める補完的項目の額の合計額

ハ| 自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

三| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ホ (略)

ヘ| 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第六条第二号において同じ。)

ト| 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント)を乗じた額をいう。第六条第五号において同じ。)

四| 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ、ホ (略)

ヘ| 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条、第二百七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条（自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
トヌ （略）

四・五 （略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) （略）

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) （略）

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) （略）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により千二百五十

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）又は第三十一条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額
トヌ （略）

五・六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) （略）

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) （略）

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) （略）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本か

パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	(4)・(5) (略)	ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)～(8) (略)	(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	(10) (略)	ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)～(3) (略)	(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	七 (略)	八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ～ニ (略)	(削る)
ら控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	(4)・(5) (略)	ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)～(8) (略)	(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	(10) (略)	ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)～(3) (略)	(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	八 (略)	九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ～ニ (略)	ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第

ホ| (略)

九|・十| (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2| 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ヘ| (略)

十|・十一| (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第三項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率
- 二 単体Tier1比率及び連結Tier1比率
- 三 単体普通株式等Tier1比率及び連結普通株式等Tier1比率
- 四 単体及び連結における総自己資本の額
- 五 単体及び連結におけるTier1資本の額
- 六 単体及び連結における普通株式等Tier1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額
- 八 第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 九 第二条第三項第十号に掲げる事項
- 十 第四条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 十一 第四条第三項第十一号に掲げる事項
- 十二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるe r 1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式における

(銀行における四半期の開示事項)

第六條 規則第十九條の五に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 单体自己資本比率及び連結自己資本比率
- 二 单体基本的項目比率及び連結基本的項目比率
- 三 单体及び連結における自己資本の額
- 四 单体及び連結における基本的項目の額
- 五 单体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

るTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における事業年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

（銀行持株会社における事業年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

（新設）

3|

定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条又は第十五条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 持株自己資本比率告示第九条又は第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
(削る)

ホ (略)

(削る)

二五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

2|

定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本比率告示第三条又は第十五条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 連結自己資本比率告示第九条又は第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ 連結自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第二十号第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
ホ 法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第十一号に掲げる会社であつて、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハール (略)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イスト (略)

ハスト (略)

十一 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(削る)

イ (略)

ロ 連結自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハール (略)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第二条又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イスト (略)

九スト (略)

(新設)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第二十条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ・ロ (略)

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ・ロ (略)

二 連結における自己資本の額

ハ 連結自己資本比率告示第八条又は第二十条に定める控除項目の額

ロ 連結自己資本比率告示第六条又は第十八条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第七条又は第十九条に定める準補完的項目の額の合計額

(8) 連結自己資本比率告示第五条第七項又は第十七条第六項の規定により基本的項目から控除した額

(7) 連結自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第十七条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

(6) 連結自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第十七条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの

(4) 連結自己資本比率告示第五条第二項又は第十七条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(2) 利益剰余金

(1) 資本金及び資本剰余金

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ （略）

（削る）

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号（海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては持株自己資本比率告示第十四条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ・ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ （略）

ヘ 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本比率告示第二条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第十四条）の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第九条第二号において同じ。）

ト 連結総所要自己資本額（連結自己資本比率告示第二条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第十四条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第九条第五号において同じ。）

四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ・ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、
第三百三条、第五百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条
（持株自己資本比率告示第百五条及び第百十四条第一項において
準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセント
のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツ
ティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポ
ージャーについて、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項
及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイ
トが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残
高

チ・ヌ （略）

四・五 （略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用
リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1) ～ (8) （略）

(9) 持株自己資本比率告示第二百二十五条の規定により千二百
五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エク
スポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに連結自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号
（連結自己資本比率告示第百五条及び第百十四条第一項におい
て準用する場合に限る。）又は第二十條第一項第三号及び第六
号（連結自己資本比率告示第百五条及び第百十四条第一項にお
いて準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツ
ティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポ
ージャーについて、連結自己資本比率告示第百三十一条第三項
及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイ
トが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残
高

チ・ヌ （略）

五・六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用
リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1) ～ (8) （略）

(9) 連結自己資本比率告示第二百二十五条の規定により自己資
本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産
の種類別の内訳

- (10)・(11) (略)
- (12) 持株自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1)・(2) (略)
- (3) 持株自己資本比率告示第二百二十五条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) (略)
- (5) 持株自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1)・(8) (略)
- (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) (略)
- ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する

- (10)・(11) (略)
- (12) 連結自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1)・(2) (略)
- (3) 連結自己資本比率告示第二百二十五条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) (略)
- (5) 連結自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1)・(8) (略)
- (9) 連結自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) (略)
- ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する

る次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七| (略)

八| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

(削る)

ホ| 持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九・十| (略)

(銀行持株会社における中間事業年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める持株自己資本比率告示第

る次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 連結自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

八| (略)

九| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ニ (略)

ホ| 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ヘ| 連結自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

十・十一| (略)

(銀行持株会社における中間事業年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第三項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」と

三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 連結総自己資本比率
- 二 連結Tier1比率
- 三 連結普通株式等Tier1比率
- 四 連結における総自己資本の額
- 五 連結におけるTier1資本の額
- 六 連結における普通株式等Tier1資本の額
- 七 連結総所要自己資本額
- 八 第七条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

あるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（新設）

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 連結自己資本比率
- 二 連結基本的項目比率
- 三 連結における自己資本の額
- 四 連結における基本的項目の額
- 五 連結総所要自己資本額

九 第七条第三項第十一号に掲げる事項	十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要 十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細
2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。	3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（銀行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官

が別に定める事項（以下「新告示」という。）第二条第二項、第三条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

2 新告示第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

（銀行持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第三条 新告示第七条第二項、第八条第二項又は第九条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

（国内基準行に係る経過措置）

第四条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行及び国内基準行（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、当分の間、新告示の規定にかかわらず、この告示による改正前の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定を適用する。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

項目		国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るものの額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21

	額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）			28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）			29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（3）			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		31a	30
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		31b	
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）			36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）			45
Tier2 資本に係る基礎項目（4）			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			

特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		59
リスク・アセット (5)		
リスク・アセットの額 (ヲ)		60
自己資本比率		
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78

適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十八号)をいう。以下同じ。）
附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目		国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額 の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の ものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。）に関連するものの額		20

	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）			28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）			29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（３）			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		31a	30
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		31b	
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額			34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		33
	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		35
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）			36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）			44
Tier1 資本			

Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	59
リスク・アセット (5)		
リスク・アセットの額	(ヲ)	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不		73

算入額		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 （7）		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 （8）		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

（注）

（1）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（2）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値

であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追

加の上、その内訳を記載すること。

- b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- d 「一般貸倒引当金 **Tier2** 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 **Tier2** 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) **Tier2** 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る **Tier2** 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る **Tier2** 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 **Tier1** 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である

かどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十八号)をいう。以下同じ。) 附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。

- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。

(別紙様式第三号)

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い (1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5)	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

- (1) 自己資本比率告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (2) 銀行又は銀行持株会社のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。
- (3) 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体自己資本比率」についての記載を要しない。
- (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。
- (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (7) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
- (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (10) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (11) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載す

ること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

- (12) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (20) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (22) 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
- (23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件又は Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第四項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(附則別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

項目		経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額			1a
うち、利益剰余金の額			2
うち、自己株式の額 (△)			1c
うち、社外流出予定額 (△)			26
うち、上記以外に該当するものの額			
普通株式に係る新株予約権の額			1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額			8+9
うち、のれんに係るものの額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額			9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額			14
前払年金費用の額			15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当			19

	するものに関連するものの額			
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額				27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）				28
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（３）				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額				31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
……………（その内訳を記載）				
……………				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）				36
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
……………（その内訳を記載）				

.....			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			59
リスク・アセット (5)			

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			60
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年

六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追

加の上、その内訳を記載すること。

b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零

とする。)をいう。

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2+1c+26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額		
..... (その内訳を記載)		
.....		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当		19

	するものに関連するものの額			
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額				27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）				28
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（３）				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額				31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				33+35
	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			33
	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……………（その内訳を記載）			
	……………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）				36
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				40

経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額			48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額			49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			

.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が

その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（１）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（２）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るもの

限る。)に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- d 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（7）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

（8）資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。